

延岡市こども計画のポイント

1. 第1章 計画の策定にあたって (本編P.1~7)

(1) 計画策定の背景【本編P.2】

国では、令和5年(2023)4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行し、次代の社会を担う全てのこどもが、健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、同年12月には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されたところです。

このたび策定する「延岡市こども計画」(以下「本計画」という。)は、本市の実情及びこども基本法等を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、「市町村子ども・若者計画」「第2期のべおか子どもの豊かな未来応援プラン(延岡市子どもの貧困対策推進計画)」「第3期延岡市子ども・子育て支援事業計画」及び「少子化に対処するための施策等」を一体的な計画として策定するものです。

(2) 計画の期間【本編P.4】

本計画は、令和7年度(2025)から令和11年度(2029)までの5年間を計画期間とします。

※計画期間が令和9年度までとなっている第2期延岡市子どもの貧困対策推進計画の令和10年度(2028)以降の位置づけについては、今後、関係者との協議を経て検討します。

(3) 計画の位置づけ【本編P.4~5】

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

本計画の策定にあたっては、国のこども大綱を踏まえるとともに、宮崎県こども計画をはじめ、本市の最上位計画「延岡市長期総合計画」や、平成30年(2018)4月の改正社会福祉法第107条により福祉分野の上位計画「延岡市地域福祉計画」、関連計画である「延岡市障がい者プラン」や「健康のべおか21」などとの整合・連携を図ります。

また、本計画は、こども基本法第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画等を含むものとします。

関連法令等

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める「市町村計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 少子化社会対策基本法第4条に定める施策
- 成育基本法(略称)に定める「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」

(4) 計画の対象【本編P.5】

本計画では、こども・若者や子育てをしている保護者、子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

- ・「若者」…思春期から青年期にある者(中学生年代からおおむね30歳未満まで ※施策によっては40歳未満も対象)

(5) 計画の策定体制及び策定の経緯【本編 P.6】

① 子ども・子育て会議での審議

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て世帯の実情を踏まえて実施するため、関係団体、保護者、子ども・子育てに関する事業に従事する者等で構成する「延岡市子ども・子育て会議」にて計画の内容を審議します。

② こども計画に関する調査の実施

本調査は、市民の皆さまから子育てやこどもとの関わり、こどもの生活状況などについて伺い、本計画策定の参考とすることを目的として実施しました。

特に、こどもの意見を反映するために本市の学校に在籍しているすべての小学5年生・中学2年生・高校2年生を対象に全数調査を実施し、こどもの意見聴取を行いました。

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数 (n数)	有効回収率	必要サンプル数 (※)
未就学児調査	900件	389件	43.2%	347件
就学児童調査	900件	395件	43.9%	352件
小中学生調査	2,121件	1,889件	89.0%	325件
こども・若者調査	2,089件	746件	35.7%	378件

2. 第2章 こども・若者に関する現況 (本編 P.10~48)

(1) 統計からみる現状【本編 P.10~25】

- (1) 人口と世帯
- (2) 結婚や女性の労働力人口の割合の現状
- (3) 子育て環境
- (4) 社会的養護

(2) アンケートからみる現状【本編 P.26~39】

- (1) こどもの権利や意見聴取
- (2) 悩みや不安
- (3) こどもの成育環境
- (4) 仕事と家庭の状況
- (5) 教育と進学意向
- (6) 日常の暮らしや地域との関係
- (7) 結婚等に関する意向
- (8) こども・子育て施策に関する意向

(3) 課題からみる今後の方向性【本編 P.40~48】

統計やアンケート結果からみる主な現状・課題について SWOT 分析の手法を用いて、「強み」「弱み」「機会」「脅威」の要因にわけて整理し、今後の方向性ごとに取りまとめています。

3. 第3章 基本的な考え方（本編P.51～53）

（1）基本理念【本編P.51】

本計画の基本理念には、すべてのこどもの個性や多様性が尊重され、自分らしく成長し、希望に満ちた未来を描ける社会を実現したいという願いを込めています。

また、こども・若者が未来を切り開く力を育むためには、家庭、学校、地域が一体となり、ライフステージに応じ切れ目なく支援するための子育てや教育環境などの基盤強化をはじめ、こどもたち一人ひとりの声に耳を傾け、多様な価値観を尊重し、挑戦し続けるまちづくりが必要です。

これらを踏まえ、本計画では、「地域」が一体となって、「未来」を担うこどもたちが「希望」をもち、「元気」に活躍し、誰もが「子育てするなら延岡で」を実感できる「笑顔」あふれるまちづくりをめざす

「みんなで描く、こども・若者の未来づくり『こどもまんなか・延岡プラン』

を基本理念とします。

みんなで役割を担い、協力して、こども・若者が年齢や家庭環境、障がいの有無などにかかわらず、安心して暮らし、夢や希望をもって成長し、その可能性を最大限に発揮する未来を描きましょう。

（2）基本目標【本編P.52】

基本目標1：こどもがまんなかの「地域づくり」

こども・若者は、心身の発達過程にあっても、多様な人格をもった個として尊重されるべき存在であり、その権利や利益が積極的に擁護される人権教育や情報発信の取り組みに加え、こども・若者の意見を聞き、また社会参画を促進することで、こども達の視点に立った質の高く実効性のあるこどもがまんなかの「地域づくり」を推進します。

基本目標2：こども・おやこ・若者等の「元気づくり」

妊娠前から乳幼児期、子育て期、学童期から青年期と、各ライフステージにおいて、心身ともに健康でいきいきと生活するため、教育・保育・保健・医療・福祉など切れ目ない支援により、こども・若者が自分らしく社会生活を送れるよう、地域全体で支え合うこども・おやこ・若者等の「元気づくり」を推進します。

基本目標3：支援が必要なこども・若者の「希望づくり」

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他様々な事情により困難な状況にある支援が必要なこども・若者が、安全で安心して過ごし幸せな状態での成長を促し、その特性やニーズに応じたきめ細やかな支援を通じて自立した生活を送れるよう支援が必要なこども・若者の「希望づくり」を推進します。

基本目標4：子育て・教育のあふれる「笑顔づくり」

幼児期は、こどもの将来にわたるウェルビーイングの向上にとって、また、学童期は身体も心も大きく成長する重要な時期であり、育ちに必要な愛着をはじめ、自己肯定感、道徳性、社会性などの形成、さらには、孤独を感じることなく、安心して過ごせる居場所が必要であり、こども達もつつ可能性を最大限に発揮できるよう、教育・保育の質の向上や学校生活の充実など、地域や家庭と連携した子育て・教育のあふれる「笑顔づくり」を推進します。

基本目標5：少子化時代のこども・若者の「未来づくり」

少子化傾向に歯止めをかけるため、各種団体や企業、市民等と少子化に関する意識を共有しながら、国や県と車の両輪となって、こども・若者への支援や子育て環境の整備などに取り組むとともに、若い世代が働くことや暮らしていくことに喜びを感じ、キャリアとライフイベントが充実した希望のライフデザインが描けるよう少子化時代のこども・若者の「未来づくり」を推進します。

(3) 計画の体系【本編 P.53】

本市の現状や課題等を踏まえて掲げた基本理念に基づき、次の5つの基本目標と22の施策の柱を設定して、施策を展開します。

基本目標	施策の柱	方向性
こどもがまんなかの「地域づくり」	(1) こどもの権利擁護 (2) 情報提供・啓発活動の推進 (3) こども・若者の意見聴取と社会参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利 ・情報提供 ・こどもの意見聴取 ・社会参画
こども・おやこ・若者等の「元気づくり」	(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない健康づくり (2) こどもの発達支援 (3) こども・若者の心と体の元気づくり (4) こども・若者の食育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援 ・身体の健やかな成長 ・心の健やかな成長 ・自殺対策 ・母子の健康（食育）
支援が必要なこども・若者の「希望づくり」	(1) 障がい等のあるこども・若者への支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 児童虐待防止の更なる強化 (4) いじめ対策や不登校のこどもへの支援 (5) ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人・児支援 ・ひとり親家庭 ・こどもの貧困 ・虐待 ・いじめ・不登校 ・ヤングケアラー
子育て・教育のあふれる「笑顔づくり」	(1) 質の高い幼児教育・保育サービスの提供 (2) 子育てニーズに応じた支援 (3) こどもの居場所づくり (4) 人間力を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育サービス ・地域での子育て支援 ・居場所づくり ・教育の推進
少子化時代のこども・若者の「未来づくり」	(1) ライフデザインに応じた支援 (2) 若い世代の移住・定住の促進 (3) 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進 (4) 地域でつなぐ人材育成 (5) こども・若者の学びと就職支援 (6) こども・若者を見守るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚支援 ・妊娠前の支援 ・少子化対策 ・移住・定住支援 ・ワーク・ライフ・バランス ・こどもの将来選択 ・キャリア支援 ・安全づくり・犯罪防止 ・環境づくり（公園・交通）

4. 第4章 施策の展開（本編P.56～129）

（1）施策の内容【本編P.56～127】

基本目標に沿って、今後5年間で取り組む具体的施策と関連事業を施策の柱ごとに定めています。

・基本目標1：こどもがまんなかの「地域づくり」

施策の柱：3項目 具体的な施策：6項目 関連事業：9事業

・基本目標2：こども・おやこ・若者等の「元気づくり」

施策の柱：4項目 具体的な施策：11項目 関連事業：35事業（うち再掲2事業）

・基本目標3：支援が必要なこども・若者の「希望づくり」

施策の柱：5項目 具体的な施策：16項目 関連事業：68事業（うち再掲3事業）

・基本目標4：子育て・教育のあふれる「笑顔づくり」

施策の柱：4項目 具体的な施策：17項目 関連事業：58事業（うち再掲9事業）

・基本目標5：少子化時代のこども・若者の「未来づくり」

施策の柱：6項目 具体的な施策：19項目 関連事業：89事業（うち再掲16事業）

（2）成果指標の選定【本編P.128～129】

	施策の柱	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
基本目標1	(1) こどもの権利擁護	「こどもの権利」の認知度	小 53.8% 中 41.5% 若者 55.4%	小 100% 中 100% 若者 100%
	(2) 情報提供・啓発活動の推進	すくすくワクチン登録者数	6,042人	7,500人
	(3) こども・若者の意見聴取と社会参画の促進	市民まちづくり活動における若者の活動支援の割合	(未調査) (R7年度から)	20%
基本目標2	(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない健康づくり	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	5.4%	4.0%
	(2) こどもの発達支援	発達支援コーディネーター研修の受講者数(累計)	48人 (令和6年度)	170人
	(3) こども・若者の心と体の元気づくり	SOSの出し方に関する教育を実施する公立小中学校の割合	26.2% (11校)	(令和11年度) 100% (42校)
		小学5年生における肥満度20%以上の割合	男児 18.4% 女児 13.1%	16.7% 11.6%
(4) こども・若者の食育支援	朝食を毎日食べている児童生徒の割合	82%	85%	
基本目標3	(1) 障がい等のあるこども・若者への支援	医療的ケア児コーディネーターの配置人数	4人	7人
	(2) ひとり親家庭への支援	資格取得のための給付を受けたひとり親の人数	24人	30人
	(3) 児童虐待防止の更なる強化	児童の見守り支援を行う団体数	4団体	5団体
	(4) いじめ対策や不登校のこどもへの支援	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた者の割合	99%	100%
	(5) ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの周知・認知度	(未調査) (R7年度から)	100%
基本目標4	(1) 質の高い幼児教育・保育サービスの提供	保育人材の確保(新卒、潜在)	17人	25人
	(2) 子育てニーズに応じた支援	地域子育て支援拠点の相談件数	11,623件	13,000件
	(3) こどもの居場所づくり	放課後児童クラブ設置単位数	33単位	38単位
	(4) 人間力を育む教育の推進	「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	78%	83%
基本目標5	(1) ライフデザインに応じた支援	「みやざき結婚サポートセンター」登録補助金申請者数	8人	15人
	(2) 若い世代の移住・定住の促進	南部地域の子育て世帯向け市営住宅(期限付き入居)の入居世帯数	0世帯 (未整備)	20世帯
	(3) 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進	中学校でのデートDV防止講座の拡大	27.7%	100%
	(4) 地域でつなぐ人材育成	ジュニアリーダークラブの会員数	18人	30人
	(5) こども・若者の学びと就職支援	市内高校生の県内就職率	62.4%	70%
	(6) こども・若者を見守るまちづくり	防犯灯の維持管理補助灯数	10,045灯	10,600灯
安心して利用できる公園環境の整備(健全度D判定の施設更新、撤去)		9%	90%	

5. 第5章 量の見込みと確保方策（本編P.132～139）

令和6年度までの「第2期子ども子育て支援事業計画」にあたるものであり、本市の各年度における幼児教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保の方策を定めています。

（1）幼児教育・保育の提供地域についての考え方【本編P.132】

- ① 幼児教育・保育提供地区について
- ② 提供区域について

本市の提供区域設定については、現在の幼児教育・保育の利用状況や提供するための施設設備状況、その他の条件を総合的に勘案しながら、広範囲での事業として捉えることができるため、1地区の設定としています。

（2）幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計【本編P.133】

令和7年度（2025）から、令和11年度（2030）までのニーズ量推計を行うために、将来の児童人口推計を行った結果、令和11年度までに12.5%減少する見込みです。

（3）量の見込みと確保方策【本編P.134～139】

- ① 特定教育・保育施設における量の見込みと確保方策
特定教育・保育施設における各年度の幼児教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」と「提供体制の確保の方策」を定めています。
- ② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
子ども子育て支援交付金事業（19事業）に沿って、量の見込みと確保方策を定めています。

6. 第6章 計画の推進（本編P.142）

（1）計画の推進体制

- ① 計画の推進
- ② 計画内容の住民への周知
- ③ 関係機関等との連携・協議

（2）計画の推進管理

計画の推進管理（PDCAサイクル）

7. 第7章 資料編（本編P.143～147）